

再生可能エネルギー地域共生促進税についての説明 Q&A

質問	回答
<p>地域協議会はどのように募集され、開催されるのでしょうか？地域住民は誰が参加できるのか、地域協議会に関わるガイドラインなどがあればご教示お願い致します。</p>	<p>協議会は、市町村又は事業者が主催しますが、いずれの場合も構成員の選定は市町村の了解のもとで行いますので、一律に公募等を行うわけではありません。協議会開催までの標準的な流れについては、「「促進区域」、「地域脱炭素化促進事業」の認定等に係るガイドライン」を参照ください。</p>
<p>もしnon-FITの場合で価格が10円未満の場合、課税価格は620円/kW、14円以上15円未満の場合は1,920円/kWになるという認識で良いでしょうか？</p>	<p>non-FITの場合は、実際の売電価格に関わらず、620円/kW（太陽光発電の場合）となります。FITで売電価格が14円以上15円未満の場合は1,920円/kWとなります。</p>
<p>適用除外の対象として、「施行日時点で、稼働済み及び着工済み（一部例外あり）の施設は課税対象外」とありますが、課税適用除外の対象として稼働済みの発電所敷地内において追加で開発行為を行なう場合でも対象外となるのでしょうか？</p>	<p>基本的には、追加で開発行為を行い設置された施設は、「施行日時点で、稼働済み及び着工済みの施設」に該当するとは考えていませんが、課税対象となるかどうかは、追加で開発行為を行う場所が森林かどうかなど、御質問の情報のみでは判断しかねるため、個別にお問い合わせください。</p>
<p>課税額の計算方法ですが、直流、交流、どちらのkWが対象になりますか？</p>	<p>太陽光発電の場合の課税標準（総発電出力）は、パワーコンディショナの出力の合計値となります。</p>
<p>地域貢献のあり方について、県から設備容量に基づいた資金の拠出を促している実態はあるのでしょうか？</p>	<p>県としては、あくまで地域住民や市町村等の関係者から意見等を聴取し、それに応じた地域貢献策を実施していただきたいと考えており、資金拠出を促しているものではありません。</p>